

改定前

改定後

工 事 共 通 仕 様 書

（土木・配管工事編）

令和5年4月

仙 台 市 水 道 局

～（略）～

工 事 共 通 仕 様 書

（土木・配管工事編）

令和5年5月

仙 台 市 水 道 局

～（略）～

令和5年5月1日から適用する。

工事共通仕様書（土木・配管工事編） 第1章 総則 1-38 諸法令の遵守 新旧比較表

改定前	改定後
<p>第1章 総則 ～（略）～</p> <p>(66) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号)</p> <p>(67) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)</p> <p>(68) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)</p> <p>(69) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)</p> <p>(70) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成18年法律第62号)</p> <p>(71) 公共工事の品質確保に関する法律 (平成17年法律第18号)</p> <p>(72) 警備業法 (昭和47年法律第117号)</p> <p>(73) <del>行政機関の保有する</del>個人情報保護に関する法律 (平成15年法律第58号)</p> <p>(74) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成19年3月改正法律第19号)</p> <p>2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適當な場合、または矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-39 官公庁等への手続き等</p> <p>1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2. 受注者は、工事施工にあたり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書のためにより実施しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、その写しを提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>7. 受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意を持って対処しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">24</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p>	<p>第1章 総則 ～（略）～</p> <p>(66) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号)</p> <p>(67) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)</p> <p>(68) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)</p> <p>(69) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)</p> <p>(70) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成18年法律第62号)</p> <p>(71) 公共工事の品質確保に関する法律 (平成17年法律第18号)</p> <p>(72) 警備業法 (昭和47年法律第117号)</p> <p>(73) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)</p> <p>(74) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成19年3月改正法律第19号)</p> <p>2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適當な場合、または矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-39 官公庁等への手続き等</p> <p>1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2. 受注者は、工事施工にあたり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書のためにより実施しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、その写しを提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>7. 受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意を持って対処しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p style="text-align: center;">24</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p>

令和5年5月1日から適用する。

工事共通仕様書（土木・配管工事編） 付則2 表紙 目次 新旧比較表

改定前

改定後

付則2 工事関係提出様式

付則2 工事関係提出様式

令和5年4月

令和5年5月

仙台市水道局

仙台市水道局

令和5年5月1日から適用する。

改定前

改定後

様式第 52 号（仕様 1-49 第 11 項関係）

様式第 52 号（仕様 1-49 第 11 項関係）

個人情報を含む貸与品借用書

個人情報を含む貸与品借用書

仙台市水道事業管理者  
様  
年 月 日

仙台市水道事業管理者  
様  
年 月 日

受注者名  
現場代理人氏名  
印

受注者名  
現場代理人氏名  
印

下記工事に関する貸与品（個人情報を含む）を受領したので提出します。  
なお、取り扱いに関しては関係法令および貸与条件を遵守します。  
記

下記工事に関する貸与品（個人情報を含む）を受領したので提出します。  
なお、取り扱いに関しては関係法令および貸与条件を遵守します。  
記

1 設計番号							
2 工事件名							
3 受領日	年 月 日						
4 貸与品							
品名	規格	単位	数量	返還予定日	摘要	貸与条件 下記のとおり	

1 設計番号							
2 工事件名							
3 受領日	年 月 日						
4 貸与品							
品名	規格	単位	数量	返還予定日	摘要	貸与条件 下記のとおり	

課・公所名	課長	係長	担当	主任(監理)技術者

課・公所名	課長	係長	担当	主任(監理)技術者

※ 「貸与条件」+個人情報に該当する事項に関する取扱いについては、~~仙台市個人情報保護条例を遵守すること。~~

※ 貸与条件  
①守秘義務が求められた資料については複写してはならない。  
②個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守すること。なお、使用者名、取出管種、取出口径等は個人情報として取扱うものとする。

注 1. ~~守秘義務が求められた資料については複写してはならない。~~  
2. ~~該当する事項とは、使用者名、取出管種、取出口径等。~~

工事共通仕様書（土木・配管工事編） 奥付 新旧比較表

改定前				改定後			
仙台市水道局 土木・配管工事関係共通仕様書等 改定経過				仙台市水道局 土木・配管工事関係共通仕様書等 改定経過			
昭和 53 年 9 月 1 日	「工事共通仕様書」 「管工事編細則」			昭和 53 年 9 月 1 日	「工事共通仕様書」 「管工事編細則」		
昭和 59 年 4 月 1 日	「管工事共通仕様書」			昭和 59 年 4 月 1 日	「管工事共通仕様書」		
平成 元年 4 月 1 日	「水道工事共通仕様書」			平成 元年 4 月 1 日	「水道工事共通仕様書」		
平成 3 年 8 月 1 日	「工事共通仕様書（土木・管工事編）」	制定		平成 3 年 8 月 1 日	「工事共通仕様書（土木・管工事編）」	制定	
平成 10 年 4 月 1 日	「	改定		平成 10 年 4 月 1 日	「	改定	
平成 16 年 4 月 1 日	「	改定		平成 16 年 4 月 1 日	「	改定	
平成 18 年 4 月 1 日	「	改定		平成 18 年 4 月 1 日	「	改定	
平成 18 年 10 月 1 日	「	一部改定		平成 18 年 10 月 1 日	「	一部改定	
平成 19 年 4 月 1 日	「	一部改定		平成 19 年 4 月 1 日	「	一部改定	
平成 23 年 5 月 1 日	「	一部改定		平成 23 年 5 月 1 日	「	一部改定	
平成 24 年 4 月 1 日	「	一部改定		平成 24 年 4 月 1 日	「	一部改定	
平成 25 年 4 月 1 日	「	改定		平成 25 年 4 月 1 日	「	改定	
平成 26 年 4 月 1 日	「	改定		平成 26 年 4 月 1 日	「	改定	
平成 27 年 4 月 1 日	「工事共通仕様書（土木・配管工事編）」	改定		平成 27 年 4 月 1 日	「工事共通仕様書（土木・配管工事編）」	改定	
平成 28 年 4 月 1 日	「	改定		平成 28 年 4 月 1 日	「	改定	
平成 29 年 4 月 1 日	「	改定		平成 29 年 4 月 1 日	「	改定	
平成 30 年 4 月 1 日	「	改定		平成 30 年 4 月 1 日	「	改定	
平成 31 年 4 月 1 日	「	改定		平成 31 年 4 月 1 日	「	改定	
令和 2 年 4 月 1 日	「	改定		令和 2 年 4 月 1 日	「	改定	
令和 4 年 4 月 1 日	「	改定		令和 4 年 4 月 1 日	「	改定	
令和 5 年 4 月 1 日	「	改定		令和 5 年 4 月 1 日	「	改定	
				令和 5 年 5 月 1 日	「	改定	

  

工事共通仕様書（土木・配管工事編）				工事共通仕様書（土木・配管工事編）			
初 版	平成 3 年 8 月 1 日	改定版	平成 31 年 4 月 1 日	初 版	平成 3 年 8 月 1 日	改定版	平成 31 年 4 月 1 日
改定版	平成 10 年 4 月 1 日	改定版	令和 2 年 4 月 1 日	改定版	平成 10 年 4 月 1 日	改定版	令和 2 年 4 月 1 日
改定版	平成 16 年 4 月 1 日	改定版	令和 4 年 4 月 1 日	改定版	平成 16 年 4 月 1 日	改定版	令和 4 年 4 月 1 日
改定版	平成 18 年 4 月 1 日	改定版	令和 5 年 4 月 1 日	改定版	平成 18 年 4 月 1 日	改定版	令和 5 年 4 月 1 日
改定版	平成 25 年 4 月 1 日			改定版	平成 25 年 4 月 1 日	改定版	令和 5 年 5 月 1 日
改定版	平成 26 年 4 月 1 日			改定版	平成 26 年 4 月 1 日		
改定版	平成 27 年 4 月 1 日			改定版	平成 27 年 4 月 1 日		
改定版	平成 28 年 4 月 1 日			改定版	平成 28 年 4 月 1 日		
改定版	平成 29 年 4 月 1 日			改定版	平成 29 年 4 月 1 日		
改定版	平成 30 年 4 月 1 日			改定版	平成 30 年 4 月 1 日		
編 集	水道局設計・積算基準担当者連絡会議（土木・配管工事部会）			編 集	水道局設計・積算基準担当者連絡会議（土木・配管工事部会）		
発 行	仙 台 市 水 道 局			発 行	仙 台 市 水 道 局		

令和 5 年 5 月 1 日から適用する。